

納税だより

2022新春号  
vol.150

発  
行  
者

大和高田市西町1-50  
電話 0745-22-6071(代)  
公益社団法人 葛城納税協会  
葛城納税貯蓄組合連合会  
(令和4年1月1日発行)

## CONTENTS

- 1 新年のご挨拶
- 3 令和3年度 納税表彰
- 5 令和3年度 中学生の「税についての作文」表彰
- 8 葛城納税協会事業報告等
- 12 新規加入会員紹介・今後の行事予定
- 13 葛城税務署からのお知らせ
- 21 中南和県税事務所からのお知らせ





公益社団法人葛城納税協会 会長  
葛城納税貯蓄組合連合会 会長  
河村 憲一

令和4年を迎えるに当たりまして、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

平素は、公益社団法人葛城納税協会並びに葛城納税貯蓄組合連合会の運営にあたり、格別の御理解と御協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

皆様方もご存じのとおり、葛城納税協会は、税に関する健全な納税者の団体として、適正申告の推進と納税道義の高揚を図るとともに、企業様や地域社会の発展に貢献することを目的としております。

この目的達成のために、葛城税

務署と協力して、各種説明会を開催し、税知識の普及などに努めるとともに、近畿税理士会葛城支部と共催した「無料税務相談」を積極的に実施してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業活動の縮小等を余儀なくされたところです。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、ワクチンの普及に伴い抑制されつつありますが、今後もコロナウイルス感染症の状況を考慮しつつ、「消費税のインボイス制度説明会」などニーズの高い各種事業を通じて、会員を始め一般納税者の方々にも参加していただける地域に根ざした活動を展開し、公益目的事業の推進に積極的に取り組んでいく所存でございます。

また、葛城納税貯蓄組合連合会は、昭和26年に納税貯蓄組合法に基づき設立された団体であり、納税資金の備蓄による期限内完納の確立を主な目的として活動してお

ります。本年も引き続きこれらの目標達成を始めとして、振替納税制度やダイレクト納付などのキャッシュレス納付の推進及び消費税滞納の未然防止活動にも積極的に取り組んでいく所存でございます。

さて、今年度はアフターコロナの動きが活発化していくものと思われれます。ワクチンの普及、3回目のワクチン接種の推進、更にはワクチン・検査パッケージを活用して、感染抑制を行いつつ行動制限の緩和を進めることにより、これまで抑制されていた経済活動が活発化することが予想されます。

しかし、コロナ禍により、これまでの社会の取り組みやルールに大きな変革をもたらしたのも事実で、各企業は、元のビジネス様式に戻すのではなく、アフターコロナの社会において新しいビジネスとイノベーションを生み出すことも必要かと思慮するところであります。

ドイツ出身の哲学者・ニーチェの言葉で「脱皮できない蛇は滅びる」という言葉があります。蛇は古来より世界中で信仰の対象となっており、その脱皮は「死と再

生」を連想させてきました。外から脱皮を助けてあげたいと思っても手を貸すことはできません。本人に「脱皮したい」新しい自分になりたい」という強い意志が不可欠です。

幸いにも葛城納税協会並びに葛城納税貯蓄組合連合会は、優れた技術やパワーを持ち合わせた地域をリードする会社と個人事業主から成る団体であります。両会が開催する各種施策を通じ、または、会員相互の情報交換の場として両会を御活用いただき、新しい強い企業を育て次世代に引き継いでいければと願うところであります。

結びに当たりまして、今後とも両会の事業活動に対しまして、より一層の御協力と御支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、会員各位の御健勝と御事業の益々の御繁栄を心から祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



葛城税務署長  
門崎 健一

新年、明けましておめでとうございます。

令和4年の年頭に当たりまして、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

公益社団法人葛城納税協会並びに葛城納税貯蓄組合連合会の会員の皆様方におかれましては、税務行政の適正かつ円滑な運営につきまして、深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年コロナ禍が続いたことにより、納税表彰式や中学生の税の作文表彰式をはじめとした各種行事の中止、又は縮小をせざるを得ない状況となりました。

そのような状況下ではございましたが、会員の皆様には、税知識の普及、適正申告の推進、租税教室への講師派遣など、納税道義の高揚につきまして、積極的に取り組んでいただき、改めて感謝申し

上げる次第でございます。

さて、間もなく令和3年分の所得税等の確定申告期を迎えます。本年度の確定申告におきましても、納税者の利便性の向上のため、e-TaxなどICTを活用した申告・納税等を推進していきたいと思っております。

特に、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、e-Tax申告等を推進していく必要があると考えております。スマートフォンを利用した申告については、令和4年1月から、スマホ専用画面の対象の拡大やスマホカメラで源泉徴収票の読み取りができるなど、利便性の向上が図られておりますので、従業員の方やご家族で確定申告が必要な方がおられますら、是非お勧めいただきますようお願いいたします。

なお、申告書作成会場に関しては、「入場整理券」のオンライン事前発行や会場内におけるマスクの着用、十分な換気など、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めてまいります。

また、消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

につきまして、昨年10月から適格請求書発行事業者の申請受付が開始されております。インボイス制度の円滑な導入に向けて、事業者の皆様が制度への理解を深めた上で、それぞれの事業の実態に応じた対応や準備を進めていただけるよう、本年もインボイス制度の周知・広報に取り組みでまいりたいと考えております。

しかしながら、これらの取組を円滑に実施するためには、皆様方の御理解と御協力が不可欠であります。税務行政に対する一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、一日も早い新型コロナウイルス感染症の収束を願うとともに、新しい年が公益社団法人葛城納税協会並びに葛城納税貯蓄組合連合会にとって更なる飛躍の年になりますこと、そして、会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたします。年頭の挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。



# 令和3年度 納税表彰

葛城税務署長表彰 表彰状贈呈 ・ 葛城納税協会長表彰 表彰状贈呈



辻 修 葛城納税協会 理事

【葛城税務署長表彰 受表彰者】

令和3年度の納税表彰式は、令和3年11月18日（木）に橿原神宮養正殿での開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、式典の開催は中止されました。なお、多年にわたり適正な申告と納税を続けられるとともに、地域社会における正しい税知識の普及と納税道義の高揚に顕著な功績を挙げられ、税務行政の円滑な運営に多大な貢献をされたとして、次の皆様方が葛城税務署長表彰並びに葛城納税協会長表彰を受表彰されました。

（順不同・敬称略）



中井 俊之 葛城納税協会 会員



森脇 信之 葛城納税協会 理事



中村 佳郎 葛城納税貯蓄組合連合会 理事





田中 久代 葛城納税協会 会員  
(代理 田中 清裕 様)

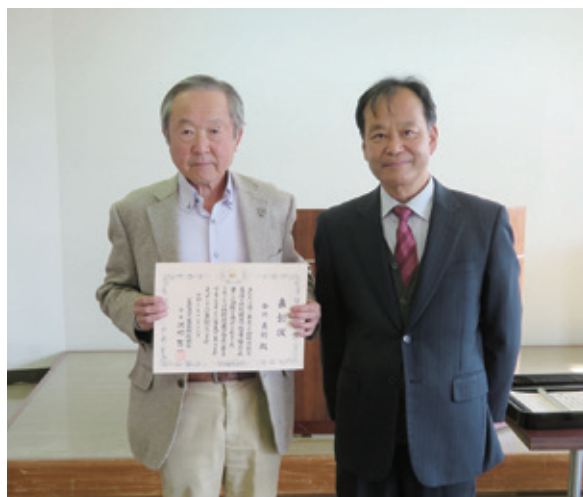


久保田 昌孝 葛城納税協会 会員

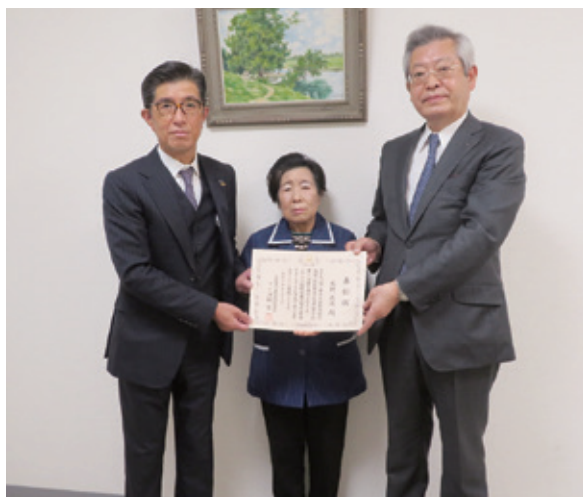
【公益社団法人葛城納税協会会長表彰 受彰者】



松田 七彦 葛城納税協会 理事



中川 義嗣 葛城納税協会 代議員



丸野 正徳 葛城納税協会 代議員



丸田 隆英 葛城納税協会 理事

# 「中学生の税の作文」優秀作品決まる

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が共催により実施している第55回中学生の「税についての作文」募集事業において、本年度、国税庁長官賞をはじめ、栄えある各賞の受賞者は次の皆様方です。

(敬称略・順不同)

## ○国税庁長官賞

学校法人智辯学園 智辯学園奈良カレッジ中学部

題名：税金と命

西峠 佑良



## ○近畿納税貯蓄組合総連合会会長賞

橿原市立白檀中学校

題名：税は未来に咲く花の種

佐々木羽多



## ○近畿税理士会会長賞

学校法人西大和学園 西大和学園中学校

題名：税という支え合い

谷澤 志穂



## ○奈良県知事賞

学校法人西大和学園 西大和学園中学校

題名：「真の納税者」

五味 史考

## ○奈良県納税貯蓄組合総連合会会長賞

広陵町立真美ヶ丘中学校 井上 優花

題名：命を救う税金

広陵町立広陵中学校 河見 結衣

題名：税のことについて

広陵町立広陵中学校 上村 萌生

題名：ありがとう

河合町立河合第一中学校 林 來未

題名：国民の国民による国民のための税金

## ○奈良県租税教育推進連絡協議会 会長賞

香芝市立香芝西中学校 横田 蒼馬

題名：みんなのでつくる日本の社会

## ○葛城税務署長賞

香芝市立香芝中学校 平井 綾乃

題名：微力の重み

王寺町立王寺中学校 飯盛 愛珂

題名：税金の正しい使い方

## ○葛城納税貯蓄組合連合会 会長賞

学校法人智辯学園 智辯学園奈良カレッジ中学部

題名：税とは有事の際の前払い金である

大森 一平



学校法人西大和学園 西大和学園中学校

岩見 理子

○五條市長賞

五條市立五條東中学校

佐藤 舞

○高取町長賞

高取町立高取中学校

間 せり奈

題名：Make the Most Of Tax

（最大限を活用する）

題名：この税金泥棒が！！

題名：ふるさと納税

榎原市立八木中学校

北口 理心

○御所市長賞

奈良県立青翔中学校

森 綾香

○河合町長賞

学校法人西大和学園 西大和学園中学校

河合町立河合第二中学校

小島 花

題名：私たちが今考える将来のために

題名：「税金に守られている」

葛城市立白鳳中学校

吉田 馨

○香芝市長賞

香芝市立香芝中学校

中村 咲月

○葛城税務署管内租税教育推進協議会 会長賞

香芝市立香芝中学校

原田 奏子

○葛城市長賞

葛城市立新庄中学校

中道 琴美

○公益社団法人葛城納税協会 会長賞

葛城市立新庄中学校

吉井明日香

○明日香村長賞

明日香村立聖徳中学校

上田真央香

香芝市立香芝西中学校

十川 奨己

題名：税について

香芝市立香芝北中学校

森本 里彩

○広陵町長賞

広陵町立真美ヶ丘中学校

泉 咲良

○近畿税理士会葛城支部 支部長賞

学校法人西大和学園 西大和学園中学校

野中 柊

○上牧町長賞

上牧町立上牧中学校

岩見 柚奏

題名：税は、日本を守っている

題名：見えない誰か

○榎原市長賞

榎原市立大成中学校

江田 心彩

○王寺町長賞

王寺町立王寺南中学校

吉田 実央

題名：税を支払う必要性

題名：税金の行き先



○全国納税貯蓄組合連合会 会長感謝状

王寺町立 王寺中学校

また、中学生の「税についての作文」事業の趣旨を十分に理解され、次代を担う中学生に対する租税教育を積極的に推進し、今後更なる租税教育への取組みが大いに期待できる中学校に対し、感謝状が贈呈されました。

受賞作品の中から、本年度の最優秀作品を掲載いたします。

### 【国税庁長官賞】

学校法人智辯学園 智辯学園奈良カレッジ中学校部  
第三学年 西峠 佑良

### 『税金と命』

税金は人が生まれてから死ぬまでに関わらないことは何一つないというくらい生活に密着している。納税の義務は発生するが、生まれたその日からすぐ、その恩恵を受けられる。

十四歳の私はこれまでに納めたことのある税金は多分「消費税」だけだと思う。しかも、そのお金は親や親戚などからもらったお年玉やお小遣いであり、実際には何も負担していない。それでも私がお世話になった公的制度はいっぱいある。赤ちゃんの時の予防接種、病院で診察をしてもらったときの医療費、三歳児検診で指摘のあった眼鏡の購入費。眼鏡はイヤイヤだったらしいが、この制度のおかげで費用の心配もなく私が「買うーこれにするー」と言ったかわい眼鏡を安心して買えたと言っていた。

しかし、私にはもっとお世話になった制度がある。私は一人に一人という先天性の心疾患を持って生まれ、緊急オペが必要で奈良から大阪市内の総合医療センターに運ばれた。救急車や公立病院、医療費、どれも税金によってまかなわれている。そして最大の公的制度は「育成医療」という制度だ。当時とは少し変わって

るかもしれないが現在の市のサイトには『身体上の障害を有する者又は現存する疾患を放置すると、将来において障害を残すと認められる者であつて、当該障害・疾患に対して医療を施術することによって確実な治療効果が期待できる十八歳未満の児童を対象に指定自立支援医療機関で、手術又は通院等の医療費の自己負担分を公費負担する制度です。制度が適用されると自立支援医療に関する医療費の自己負担分が原則一割になります。』と書かれている。また、一ヶ月あたりの自己負担上限額が設けられており、疾病や所得などの状況に応じて、受給の可否、自己負担上限額などは異なるようだ。

こんな考え方が正しいのか私には判らないが母はいつも私に言う。「税金高いよな。消費税納めて固定資産税納めて…一体いくら納めてるんだろ…」。でも、あなたはもう先に使わせてもらったもんね。もしかしたら一生払ってもまだ足りないくらい助けてもらってるかもしれないね。だからこの先しっかり納めていかないとね。」と。

もし税金がなくて、こんな制度がなかったら今、私は多分生きていない。命はお金で買えないけれど、安心して医療を受けることはできる。私の命は誰かが払ってくれた税金によって守られたんだと思う。私が仕事をするようになって税金を納める立場になったらこのお金は自分のためだけじゃなくて、誰かのためにも使われているんだという気持ちを持ちたいと強く思う。自分の為でもあり、誰かの為でもある。税金の使道はそうあるべきなんだ。そう考えると私達

がこれから納める税金の使われ方に興味を湧いてくる。みんながその中身を理解し、正しく納めて正しく使われる、そんな税金であってほしい。

「税を考える週間」に合わせ、イオンモール橿原ノースモール1階において、11月13日(土)から11月17日(水)の間、優秀作品8点が展示されました。





◇各支部役員会

令和3年10月14日（木）開催の御所支部役員会を皮切りに、各支部役員会が順次開催されました。  
現状の会員状況が報告された後、会員拡大月間と銘打って、新設法人名簿及び未加入法人名簿に基づいて、会員拡大に向けて協議されました。



御所支部役員会  
日時：令和3年10月14日（木）  
場所：御所市商工経済会館



橿原支部役員会  
日時：令和3年10月26日（火）  
場所：橿原神宮 養正殿



大和高田支部役員会  
日時：令和3年10月15日（金）  
場所：ヴェルデ辻甚



北葛北支部役員会  
日時：令和3年11月10日（水）  
場所：グリーンパレス



五條支部役員会  
日時：令和3年10月29日（金）  
場所：リバーサイドホテル

◇各支部総会（年末研修会）  
 令和3年11月24日（水）開催の檀原支部総会を皮切りに、各支部総会が順次開催されました。各支部役員会で協議された会員拡大策の実施結果報告等がされました。



檀原支部総会  
 日時：令和3年11月24日（水）  
 場所：檀原神宮 養正殿



五條支部総会  
 日時：令和3年12月3日（金）  
 場所：リバーサイドホテル



御所支部総会  
 日時：令和3年11月26日（金）  
 場所：御所市商工経済会館



大和高田支部総会  
 日時：令和3年12月17日（金）  
 場所：ヴェルデ辻甚



北葛北支部総会  
 日時：令和3年12月8日（水）  
 場所：葛城納税協会



## 資産税部会 事業報告

### ◇研修会（講演会）

令和3年11月9日（火）、午後2時から、榎原神宮養正殿に於いて、葛城税務署の信永弘副署長並びに神戸学院大学法学部教授の佐藤善恵氏を講師にお招きして、研修会（講演会）を開催しました。



### 【第1部】

講師 葛城税務署 副署長

信永 弘氏

演題 「資産課税を巡る税制改正の動向」



### 【第2部】

講師 神戸学院大学法学部 教授

佐藤 善恵氏

演題 「国税不服審判所の経験を振り返って」



## 青年部会 事業報告

### ◇25周年実行委員会 打合せ

日時…令和3年8月23日（月）午後7時～

場所…割烹佐藤

### ◇第2回 正副会議

日時…令和3年9月6日（月）午前11時30分～

場所…葛城納税協会 2階会議室

### ◇第2回 事業部会 小委員会

日時…令和3年10月8日（金）午後6時～

場所…たち花

### ◇第1回 25周年実行委員会

日時…令和3年11月2日（火）午後7時～

場所…割烹佐藤

### ◇第1回 事業部会

日時…令和3年11月4日（木）午後6時～

場所…割烹佐藤

### ◇研修会

令和3年11月29日（月）、午後5時から、葉業会館に於いて、西山正彦税理士を講師にお招きして、第1部「消費税とは？インボイス制度について」第2部「経営者のための会計力」について研修会を開催しました。



### ◇第1回 租税教育部会

日時…令和3年12月9日（木）午後7時～

場所…市藤

### ◇租税教室

令和3年11月4日（木）、午前10時からと、午後2時から、奈良税務署広報官により、葛城納税協会に於いて、租税教室講師育成研修が開催され、7名が参加しました。



# 青年部、租税教育推進で表彰

令和3年11月25日（木）葛城税務署  
大会議室に於いて、租税教育推進校等  
感謝状の贈呈式が行われました。

この表彰は、「租税教育の推進及び  
租税教育推進のための基盤整備等につ  
いて、他の模範となる活動を行うなど、  
特に功績のあつた学校及び団体に贈ら  
れる」ものです。

贈呈式には、青年部の中林孝仁部会  
長、川中教正副部会長が出席し、門崎  
健一葛城税務署長から、感謝状及び記  
念のクリスタルカップが授与されまし  
た。

贈呈式後、門崎署長と懇談し「今後  
とも、租税教育の一層の充実を図って  
いきたい」との抱負を語りました。



## 奈良県青年部会連絡協議会 事業報告

◇役員会

日時：令和3年10月27日（水）

午後4時～

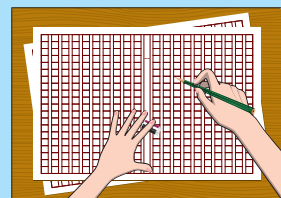
場所：葛城納税協会  
2階会議室



## 葛城納税貯蓄組合連合会 事業報告

◇中学生の「税についての作文」第  
二次選考会

第一次選考を経た42作品を10段階  
評価して、奈良県納税貯蓄組合連  
合会への上申作品の選考を行って  
いただきました。



## 葛城法友会 事業報告

◇第11回奈良県下優良申告法人会親睦ゴルフコンペ  
令和3年10月22日（金）、「オークモントゴルフクラブ」に於いて、奈良県下の  
優良申告法人会親睦ゴルフコンペが開催されました。

当日は快晴に恵まれ、少し汗ばむ気候の中、奈良県下から総勢27名（7組）の  
参加をいただきました。





説明会・研修会の開催

◇記帳説明会

令和3年11月25日（木）、葛城納税協会2階会議室に於いて、記帳説明会を開催しました。

当日は、葛城税務署の担当職員から、「記帳のしかた」と「消費税・インボイス制度」について説明していただきました。

◇年末調整説明会

令和3年12月2日（木）・7日（火）、葛城納税協会2階会議室に於いて、年末調整説明会を開催しました。

当日は、葛城税務署の担当職員から、「年末調整のしかた、実務の留意点」と「消費税インボイス制度の概要」について説明していただきました。

◇年末調整事務個別相談会

令和3年12月9日（木）、葛城納税協会2階会議室に於いて、年末調整事務個別相談会を開催しました。

当日は、近畿税理士会葛城支部の税理士に年末調整事務の質問や相談に個別に対応していただき、大変盛況でした。

◇決算説明会

令和3年12月14日（水）、葛城納税協会2階会議室に於いて、決算説明会を開催しました。

当日は、葛城税務署の担当職員から、「決算に関する説明」と「インボイスに関する説明」をしていただきました。

その他の会議

新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を予定しておりました次の会議の通常開催が中止となりましたが、書面による決議によりご承認をいただきました。

《葛城納税協会》

◇第16回常任理事会

議題・第一号議案「令和3年度各支部役員会並びに総会議題」

（研修会）の開催日程等の件」

第二号議案「令和3年度納税協会長表彰贈呈の件」

新規加入会員のご紹介 (R3.8.1~3.11.30)

【法人】 (敬称略)

法人名	代表者名	支部名
(株)昆布寅	西井 久子	大和高田
大和テックセキュリティ(株)	上村 敏一	檀 原
三和エステート(株)	中谷 成樹	〃
(株)葛城警備	伊藤 博文	北 葛 北
(株)イチヨシホーム	一村 明良	〃
(株)柴田住建	岩本英二郎	北 葛 南
(株)オールクリーン	近田 昭浩	〃

合計7社

【個人】 (敬称略)

事業所名	代表者名	支部名
泉尾塗装	泉尾 英孝	檀 原
大野行雄税理士事務所	大野 行雄	北 葛 北
有伍建設	奥本 博計	北 葛 南

合計3人

【今後の主な行事予定】

○令和4年1月28日（金）

於…檀原神宮 養正殿

正副会長・監事会議 15時45分

第49回理事会 16時30分

新年賀詞交歓会 17時

○令和4年2月4日（金）

於…檀原神宮 養正殿

葛城法友会臨時総会（表敬披露） 11時

○令和4年3月24日（木）

於…檀原神宮 養正殿

正副会長・監事会議 10時30分

第50回（予算）理事会 11時

○令和4年4月14日（木）

於…檀原神宮 養正殿

第51回（決算）理事会 11時

○令和4年5月27日（金）

於…ザ・カシハラ

第12回定時総会 16時

青年部25周年記念式典 17時30分

★なお、今後開催予定の行事につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、延期若しくは中止となる場合がありますので、ご了承ください。

# その質問、 チャットボットに 相談してみませんか？



税務職員ふたば

## 所得税の確定申告

のご相談は

令和4年1月11日から

**24時間**利用可能

※メンテナンス期間を除きます。

国税庁 ふたば



国税庁 法人番号7000012050002



スマホでのご利用  
はこちらから！



# 令和4年1月から スマートフォンを利用した申告が より一層便利になります

全国で**100**万人以上  
の方が利用されています

2年で約8倍



## ★ スマホ専用画面の対象が拡大

スマートフォンで見やすいスマホ専用画面の対象に、給与所得、年金収入等の雑所得、一時所得に加えて新たに、特定口座による株式等の譲渡所得等、上場株式等に係る繰越損失等の金融・証券税制が加わります。



## ★ スマホカメラで源泉徴収票を読み取り

スマートフォンのカメラで源泉徴収票を読み取ることで、源泉徴収票に記載されている金額等を確定申告書等作成コーナーへ自動反映させることが可能になります。

### スマホ申告はこんなにいいこと

#### ご自宅で

マイナンバーカードやID・パスワードを使ってご自宅などどこでも送信

#### 自動計算

画面の案内に従って金額などを入力するだけで自動計算

#### スマホで見やすい

スマホ専用画面で見やすく操作が簡単

#### いつでも

確定申告期は24時間いつでも利用可能

### スマホ申告に必要なものは、スマートフォンに加えて

次の①、②のいずれか

- ① マイナンバーカード（スマートフォンはマイナンバーカード読取対応のものがが必要です。）
- ② 税務署で発行したID・パスワード

※ ID・パスワード方式は暫定的な方法です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

# 申告書の作成・送信は **自宅で** 国税庁ホームページから！

## STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告  
www.keisan.nta.go.jp



スマートフォンはこちらから→



全国で314万人の方が国税庁HPを利用して申告書を提出しています！

## STEP 2 申告書を作成



スマホ専用画面



パソコン画面

パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！



※ 65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマートフォンでは作成できません。

※ 画面は令和2年分のもです。

## STEP 3 申告書を送信

### マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

#### ① マイナンバーカード



#### ② ICカードリーダーライター 又は マイナンバーカード読取対応のスマートフォン



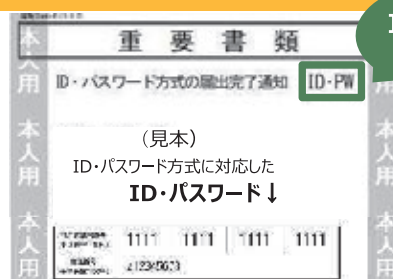
又は



ICカードリーダーライターと  
して代用できる端末は  
一部のAndroid端末のみ  
対応端末の一覧  
はこちらから！

※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

### IDとパスワードで送信



ID・PW  
が目印

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。

・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。  
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。



国税の

簡単! 便利な!

税 国税庁

# キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、**金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない**、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

## 1>> ダイレクト納付


**こんな方におススメ!**

e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻りに納付手続をされている方

 さらに詳しい情報は  
こちら


ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

**納付方法**

パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

**事前手続**

e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。



## 2>> 振替納税


**こんな方におススメ!**

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要がある方

 さらに詳しい情報は  
こちら


振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

**納付方法**

預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

**事前手続**

初回のみ振替依頼書の提出が必要です。  
※ e-Taxによる提出が可能です。



## 3>> インターネットバンキング等


 さらに詳しい情報は  
こちら

**納付方法**

インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。

**事前手続**

インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー (<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。



## 4>> クレジットカード納付


 さらに詳しい情報は  
こちら

**納付方法**

「国税クレジットカードお支払サイト (<https://kokuzei.noufu.jp/>)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります (決済手数料は国の収入になるものではありません)。

## 納付手続の特徴一覧

納付手段	便利に利用できる方	納付手続に必要なもの	利用可能税目	利用可能金額
ダイレクト納付	<ul style="list-style-type: none"> <li>e-Taxで申告をされている方</li> <li>源泉所得税の毎月納付など、頻りに納付手続をされる方</li> <li>日付を指定して納付されたい方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>e-Tax利用開始届出書の提出</li> <li>ダイレクト納付利用届出書の提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての税目</li> </ul> <small>※納付手続方法により利用できない税目あり</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関により異なる</li> </ul>
振替納税	<ul style="list-style-type: none"> <li>申告所得税や消費税（個人）の確定申告書を毎年提出する必要のある方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>振替依頼書の提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申告所得税</li> <li>消費税（個人）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制限なし</li> </ul>
インターネットバンキング等	<ul style="list-style-type: none"> <li>e-Taxで申告をされている方</li> <li>インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用されている方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>e-Tax利用開始届出書の提出</li> <li>インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての税目</li> </ul> <small>※納付手続方法により利用できない税目あり</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関により異なる</li> </ul>
クレジットカード納付	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレジットカードを利用されている方</li> <li>インターネットに接続できるPC・スマホ等をお持ちの方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレジットカード</li> </ul> <small>※納付税額に応じた決済手数料あり</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての税目</li> </ul> <small>※印紙を貼りつけて納付する場合等、利用できない税目あり</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1,000万円未満かつカード利用可能範囲内</li> </ul>

### 地方税より納付方法のご案内

- 『地方税共通納税システム』から、次の税金が利用できます。  
 ①法人都道府県民税 ②法人事業税 ③地方法人特別税 ④法人市町村民税 ⑤事業所税 ⑥個人住民税（特別徴収分、退職所得分）。  
 詳しくはeLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。

※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手続が必要となります。  
 なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

金融機関に行かなくても  
 自宅で国税と地方税の  
 納付ができるね



### 利用可能時間



### 電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

### e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）24時間

（注）休祝日の翌稼働日は8時30分から利用開始となります。

毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス

検索



利用開始の手続き、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報については、e-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL.0570-01-5901）へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）です。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和3年9月



# 振替納税、ダイレクト納付の申込みが オンライン(e-Tax)でできます！ (注) 個人の方に限ります。

国税の振替納税、ダイレクト納付を利用する場合には、事前に税務署又は金融機関に書面で依頼書を提出する必要がありましたが、令和3年1月からオンライン(e-Tax)で提出できます。

## 振替納税、ダイレクト納付の申込みの手順

- STEP 01 e-Taxにログイン**  
 (1) e-Taxを初めて利用される方は、e-Taxの利用開始届出書をオンラインで提出してください(利用者識別番号が即時発行されます。)
- STEP 02 振替口座の情報を入力**  
 (1) e-Taxでご自身の氏名、住所、税務署名及び口座名義を入力します。  
 (2) ご利用の金融機関を選択し、金融機関のサイトで必要な情報を入力します。
- STEP 03 「提出」ボタンを押して送信**  
 (1) 送信する前に、画面に表示された情報を確認してください。  
 (2) 受信通知がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。



手順が少なくて  
簡単ね!



## 振替納税、ダイレクト納付のオンライン申込みのメリット

- ・金融機関又は税務署に**書面での提出が不要!**
- ・振替依頼書又はダイレクト納付利用届出書の**記載が不要!**
- ・金融機関届出印の**押印が不要!**
- ・**電子証明書が不要!**



事前に準備するものが  
少なくて便利だね!

## 利用できる金融機関

オンライン提出が利用できる金融機関については、国税庁ホームページにある「**オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)**」「**オンライン提出利用可能金融機関一覧(ダイレクト納付)**」をご確認ください。

オンライン提出利用可能  
金融機関一覧(振替納税)



オンライン提出利用可能金融  
機関一覧(ダイレクト納付)



### 法人の方はこちらをご覧ください。

法人の方がダイレクト納付の申込みをする場合には、書面で提出する必要がありますので、「**国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書**」(p3)をご利用ください。なお、記載要領については、国税庁ホームページ内「**ダイレクト納付の手続**」をご覧ください。

ダイレクト納付の手続



電子納税届出書記載要領





# 電子納税証明書(PDF)が とても便利です！

お手持ちのパソコンから e-Tax を使って請求から受取まで簡単な操作でできますので、ぜひご利用ください！

- メリット その 1** 税務署窓口に行く必要がなく**非対面**で請求から受取までできます！
- メリット その 2** 電子納税証明書(PDFファイル)は**何度でも**お使いいただけます(※注)！  
※提出先から求められた期限内に発行されたものであることは、書面の場合と同様です。
- メリット その 3** 電子納税証明書(PDFファイル)は**何枚でも**印刷できます！

## 発行までの流れ

自宅等で請求データを作成・送信  
↓  
そのまま自宅等で受取



1  
STEP

### 自宅やオフィスで請求

e-Tax ソフト(Web版)を使って、自宅やオフィスのパソコンで納税証明書の請求データを作成し、送信します。詳しい操作方法については、e-Tax ホームページ内「電子納税証明書(電子ファイル)について(詳細)」をご覧ください。

※請求データの送信には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。  
※代理人の方も請求することができます。

電子納税証明書  
(電子ファイル)  
について(詳細)



2  
STEP

### 手数料の納付

e-Taxソフト(Web版)のメッセージボックスに配信される案内から、インターネットバンキング等により手数料を納付します。

※手数料については、1税目×1年度 1枚あたり 370円です。



3  
STEP

### 電子納税証明書(PDF)の受取

納付した後、電子納税証明書(PDFファイル)がダウンロードできるようになります。必要に応じて自宅やオフィスのプリンター、コンビニエンスストアの印刷サービスを利用して印刷ができます。

※ダウンロードできる期間は、メッセージボックスに発行受付結果(電子納税証明書の発行準備が整った旨の通知)が配信されてから 90日間です。

※コンビニエンスストアの印刷サービスの利用には、別途料金がかかります。



リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます



e-Tax ホームページ  
<https://www.e-tax.nta.go.jp>

納税証明書の便利な請求、  
受取方法は他にもあります。  
詳しくは、裏面をご覧ください。

# 軽減・インボイスコールセンター (消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター)



消費税の軽減税率制度及びインボイス制度に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。

電話番号

0120-205-553 (無料)

受付時間

9:00~17:00 (土日祝除く)

音声ガイダンスに沿ってお知りになりたい内容の番号を選択してください。

インボイス制度の  
登録申請手続に  
ついて知りたい方  
➡ 「1」

帳簿・請求書など  
の記載事項に  
ついて知りたい方  
➡ 「2」

その他の軽減税率制度・  
インボイス制度に  
ついて知りたい方  
➡ 「3」

- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。ご予約の際は、最寄りの税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、  
国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）の「消費税の軽減税率制度・  
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」をご覧ください。

下のコードから  
サイトへ





奈良県・奈良市・山形市  
 大和郡・大和町・宇陀市  
 天理市・橿原市・生駒市  
 五條市・葛城郡・三木市  
 香取郡・平群町・川西町  
 山添郡・安堵町・香取郡  
 三宅郡・高取町・明日香村  
 御杖郡・高取町・大田村  
 上牧郡・吉野町・津川村  
 下野郡・川上村・東吉野村

# 奈良県及び県内すべての市町村からのお知らせです。

## 事業者の皆様へ 特別徴収実施のご案内

(このチラシは既に特別徴収を行っている事業者にも送付させていただいております。)

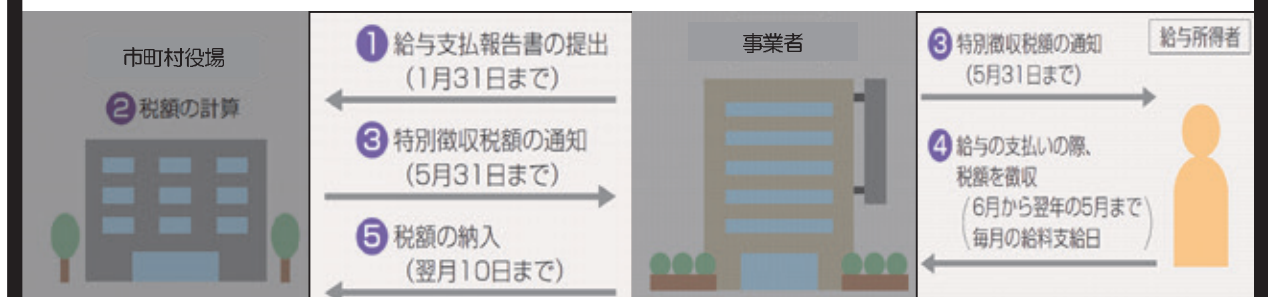
奈良県全体として、平成25年度から個人住民税の特別徴収義務の履行を徹底しています。

### 個人住民税は特別徴収で納めましょう。

- 個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月、従業員（正規雇用だけでなく、臨時職員、アルバイト等の非正規雇用も含む。）に支払う給与から個人住民税を引き落とし、市町村に納入いただく制度です。
- 地方税法第321条の3、第321条の4等及び各市町村の税条例の定めにより、給与を支払う事業者は、原則として、すべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただく義務があります。

### 個人住民税の特別徴収の手続き

- ① 従業員の住所地の市町村に毎年1月31日までに「給与支払報告書」を提出してください。  
(②市町村役場にて税額の計算を行い、③5月31日までに特別徴収税額決定通知書を送付します。)
- ④ 6月以降、税額決定通知書に記載の税額を給与から徴収してください。
- ⑤ 従業員の給与から徴収した住民税を、翌月10日までに各従業員の住所地の市町村へ、市町村毎の合算額を納入してください。  
従業員が常時10名未満の事業者は、申請により年2回の納期とすることができます。



ご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 個人住民税特別徴収 Q&A

今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ、いまさら特別徴収しなければならないのですか。

地方税法では、原則として、所得税を源泉徴収している事業者（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。（地方税法第321条の3、第321条の4等及び各市町村の税条例の規定）

なお、従業員が常時10名未満の事業所（給与支払者）には、申請により納期を年2回とする制度があります。

「原則として特別徴収しなければならない」とのことですが、どういう場合に特別徴収しなくてもよいのですか。アルバイト職員は普通徴収にしたいのですが。

給与支払者は、以下の条件にあてはまる給与所得者で、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる場合を除き、特別徴収の方法によって徴収しなければならないこととされています。

①給与所得者のうち支給期間が1月を超える期間（例：年俸一括払い等）によって定められている給与のみの支払いを受けているもの

②外国航路を航行する船舶の乗務員等で1月を超える期間以上乗船することとなるため、慣行として不定期にその給与の支払を受けているもの

したがって、**アルバイト等の非正規職員であっても、特別徴収の方法によって徴収していただく必要があります。**

特別徴収に切り替えるメリットはありますか。

特別徴収のメリットとしては、

従業員の方がわざわざ納税のため、金融機関等に出向く手間を省くことができます。

普通徴収の納期が原則4期であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員（納税義務者）の方1回あたりのご負担が少なくてすみます。

住民税の特別徴収は、所得税のように税額の計算や年末調整をする手間はかかりません。

税額の計算は給与支払報告書に基づいて各市町村で行い、従業員ごとの住民税額を各市町村から通知しますので、その税額を毎月の給料から徴収し、市町村ごとの合算額を翌月10日までに金融機関を通じて各市町村に納めていただくことになります。（従業員が、常時10名未満の事業所（給与支払者）は、申請により年2回の納期とすることができます。）

特別徴収の手順はどのように行えばよいですか。

毎年1月31日までに給与支払報告書を市町村に提出してください。給与支払報告書を提出した者のうち、4月1日現在で在籍しなくなった従業員等がいる場合には、4月15日までにその旨を市町村長に届け出てください。

個人住民税の特別徴収義務者に対して、従業員（納税義務者）が1月1日現在住んでいた市町村から毎年5月31日までに「特別徴収税額の通知書」が送付されます。

特別徴収税額の通知書には、6月から翌年5月までに徴収していただく住民税額（年税額及び毎月の額）が記載されていますので、毎月の給与から記載された月割額を徴収してください。徴収した個人住民税は、翌月の10日までに当該市町村（又は金融機関・郵便局）に納入してください。

**詳しくは、従業員の住所地の各市町村税務担当課までお問い合わせください。**

# 総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

就業障がい状態による  
リタイアリスクから  
会社と家族をまもります

AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。

**DJIDO** 大同生命保険株式会社

奈良支社/奈良県奈良市大宮町5-2-11(奈良大同生命ビル3F)  
TEL 0742-34-6781



50th ANNIVERSARY

**AIG** AIG損害保険株式会社

奈良支店/奈良県奈良市大宮町6-3-3(富士火災奈良ビル6F)  
TEL 0742-35-3150

F-2018-1046(2019年3月27日)



## アフラックの「がん保険」は「納税協会の福祉制度」に導入されています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。  
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。  
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

納税協会の福祉制度  
アフラックのがん保険

「生きる」を創る。

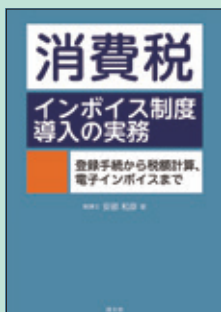
**Affrac**

〈引受保険会社〉 **アフラック**

納税協会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

新刊書のご案内



消費税 インボイス制度  
導入の実務  
登録手続から税額計算、  
電子インボイスまで  
定価 2420円(税込)



令和3年版  
図解・業種別  
会社の税金実務必携  
定価 3520円(税込)



令和3年版  
暮らしの税金百科  
2021▼2022  
定価 1980円(税込)



国税調査の舞台裏  
定価 1980円(税込)



令和3年版  
個人の税務相談事例500選  
定価 4620円(税込)



令和3年版  
STEP3  
消費税申告書の作成手順  
定価 3300円(税込)